

年末調整担当者向け 年末調整の基本

公開版

M O R I 社会保険労務士事務所

はじめに

ーこの資料を使うにあたって

- ▶ この資料は、経験年数の浅い年末調整の担当者向けに、経験者が説明する際の資料（概ね 1 時間程度）として作成されたものです。従業員配布用ではありません。
- ▶ 上記の趣旨のため、この資料には、厳密さに欠ける部分、また説明を省略している部分があります。実際に年末調整を行う際には、「年末調整のしかた」を一読することをお薦めします。
- ▶ この資料には、都合により一部お見せできないページがあります。
- ▶ この資料は、何等かの給与計算ソフトを使用して年末調整を行うことを前提としています。
- ▶ この資料は無料で提供されます。その代わりといっは何ですが、この資料によって生じた損害の一切を、当事務所は負いません。どうかご了承ください。

第1章

年末調整の全体像

年末調整とはなにか —なにが行われるのか

- ▶ 年末調整とは、1月1日から12月31日までの給与所得にかかる所得税額（年税額）を確定し、過不足額を精算することです。



年税額はどのようにきまるのか

⑥過不足額の精算

大変申し訳ございません。
このページは、都合によりお見
せできません。

①課税支給額
の積み上げ

②給与所得控除は
サラリーマンに
とっての経費？

③各種控除を
して、課税所

④年税額
の計算

⑤住宅借入金
等特別控除額
を控除

年末調整工程表

—事前準備できるものは早めに取り組む

	書類名	事前準備	備考
①	1月1日～12月31日に支払われた給料、社会保険料、源泉徴収税額を集計する	△	中途入社者のみ
②	給与所得控除後の給与額の算定		給与ソフトが計算
③	各種所得控除の金額の合計額の算定し、課税給与所得金額を算定	○	扶養控除（異動）申告書、保険料控除申告書の内容を確認・入力
④	年税額の算定		給与ソフトが計算
⑤	住宅借入金等特別控除額の算定	○	住宅借入金等特別控除申告書の内容を確認、入力
⑥	年税額の確定		給与ソフトが計算

従業員に配布・回収する書類

－ 3点セット＋ 1ときどき＋ 1

書類名	添付書類
平成25年分給与所得者の扶養控除（異動）申告書 ※必須	本人または扶養親族に障害者がいる場合は、障害者手帳などのコピー、在学証明書など
平成25年分給与所得者の保険料控除兼配偶者特別控除申告書 ※必須	生命保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書など
平成26年分給与所得者の扶養控除（異動）申告書 ※必須	特になし
住宅借入金等特別控除申告書	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
平成25年分の給与所得の源泉徴収票	当年の途中入社者のみ

12月給与計算前までに必要な作業

ースケジュールを立てて取り組もう

- ❑ 前職の源泉徴収票の各金額、支払者などを給与計算ソフトへ入力（途中入社者のみ）
- ❑ 扶養控除（異動）申告書の扶養親族、障害者、寡婦などの入力（場合によって添付書類と照合）
- ❑ 保険料控除申告書の保険料等の金額と添付書類の照合および入力
- ❑ 住宅借入金等特別控除の金額、居住開始日などを入力

諸控除にはどのようなものがあるか

一扶養控除（異動） 申告書関係

控除の種類			控除額
基礎控除			380,000円
配偶者控除	一般の控除対象配偶者		380,000円
	老人（70歳以上。以下同）控除対象配偶者		480,000円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族		380,000円
	特定扶養親族		630,000円
	（同居）老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除	一般の障害者		270,000円
	特別障害者		400,000円
	同居特別障害者		750,000円
寡婦控除	一般の寡婦		270,000円
	特別の寡婦		350,000円
寡夫控除			270,000円
勤労学生控除			270,000円

▶ 各控除の詳細は「年調のしかた」を確認

諸控除にはどのようなものがあるか

ー保険料控除申告書関係など

①所得金額から控除するもの	②所得税額から控除するもの
❑ 生命保険料控除 ・ 一般の生命保険料 ・ 介護医療保険料 ・ 個人年金保険料 ❑ 地震保険料控除 ・ 地震保険料 ・ 旧長期損害保険料 ❑ 社会保険料控除 ❑ 小規模企業共済等掛金控除 ・ (独) 中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金 ・ 個人型または企業型年金加入者掛金 ・ 心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	❑ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除

- ▶ ①は税率をかける前の控除、②は税率をかけた後の年税額から控除
- ▶ 各控除の詳細は「年調のしかた」を確認
- ▶ 住宅借入金等控除は、居住年については確定申告が必要

準備編－担当者が準備しておくべき資料

－「年末調整のしかた」は年調のバイブル

▶ 平成____年分 年末調整のしかた（必須！）

- ▶ 扶養控除等の内容（P ____～）
- ▶ 配偶者特別控除の内容（P ____～）
- ▶ 保険料控除の内容（P ____～）
- ▶ 住宅借入金等特別控除の内容（P ____～）
- ▶ 給与所得控除後の給与等の金額の表（P ____～）
- ▶ 年末調整のための算出所得税額の速算表（P ____）

特に重要なページをチェック

▶ 平成____年版 源泉徴収のあらまし

▶ わからないことがあったら税務署へ問合せよう

- ▶ ____税務署
- ▶ 自動音声案内 ①税に関する一般的な質問→②年末調整等

第2章

年末調整の実務

だれが年末調整の対象になるのか

—原則12月31日に在籍している従業員

- ▶ 1年を通じて勤務している人
- ▶ 年の途中で入社し、年末まで勤務している人
- ▶ 年の途中で退職した人のうち、次の人
 - ① 死亡により退職した人
 - ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④ パートタイマーなどが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます）
- ▶ 年の途中で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、「非居住者」となった人

年末調整の対象にならないのは？

ー給与計算ソフトの設定に注意！

- ▶ 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ▶ “災害被害者租税減免法”により、源泉所得税等の徴収猶予又は還付を受けた人
- ▶ 他社に扶養控除等申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに同申告書を提出していない人（乙欄適用者）
- ▶ 年の中途で退職した人で、前ページの①～④に該当しない人

平成25年分の給与所得の源泉徴収票

—今年度途中入社者が対象

⚠ 途中入社者で源泉徴収票の提出がない従業員については、前職の有無を確認

支払金額、源泉徴収税額、社会保険料等の金額を計算ソフトに入力

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	〒260-0032 千葉県千葉市中央区中央1-1-1		氏名 (受給者番号) ネンチョウ タロウ (フリガナ) 年調 太郎 (役職名)	
	種別 給与		内 0 1,800,000	
	源泉徴収税額 内 80,000			
控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の人数 (配偶者を除く) 障害者の数 (本人を除く) 社会保険料の控除額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額		有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 有 無 円 * 100,000		
住宅借入金等特別控除可能額		国民年金保険料等の金額		
(適用) (妻) 花子		配偶者の合計所得 円 新個人年金保険料の金額 円 新生命保険料の金額 円 旧個人年金保険料の金額 円 旧生命保険料の金額 円 旧長期損害保険料の金額 円		
居住開始年月日:		中途就・退職 就 職 退 職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日 * 25 8 31 * 56 9 11		
支払 住所(居所)又は所在地 〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-1-1		支払 氏名又は名称 株式会社 MORI 電話 043-245-0000		

支払者情報を源泉徴収票の摘要欄に表示するため、計算ソフトに入力

扶養控除（異動）申告書

一年調に関係のない欄はない

総支給額が記入されがち。所得の全てが給与の場合、103万円未満であれば控除対象扶養親族となる。

年齢は控除額計算上とても大事（次ページ参照）

老人扶養親族は同居かどうかで控除額が異なる。

扶養親族となるのは
・ 6親等内の血族
・ 3親等内の姻族

本人または扶養親族などが障害者や寡婦などに該当する場合に記入させる

16歳未満の扶養親族（主に子）がいる場合は、ここへ記入。間違いが多いところ。

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、または勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ	扶養主の氏名	山川 太郎	あなたの氏名	本人
給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区神田錦町3-3	生年月日	昭和45年1月15日	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、または勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	所得の見込額	異動月日及び事由
A 扶養親族(配偶者)	山川 明子	妻	昭和46年10月5日	300,000円	
B 扶養親族(16歳以上)	クニ子	子	昭和49年5月10日	0円	
C 障害者、寡婦、または勤労学生	障害者	本人			
	他の障害者				
	寡婦				
	勤労学生				

この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成24年8月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	所得の見込額	異動月日及び事由
山川 二郎	子	平成12年7月5日	東京都練馬区栄町23-7	0円	

年齢別の扶養控除

ー給与ソフトが判断してくれるはずだけど・・・

年齢 (12月31日時点)	配偶者 (内縁関係は含まない)	扶養親族 (6親等血族 + 3親等姻族)
16歳未満 (平__1.2以降生)	× (法律婚はありえない)	×
16歳～18歳	控除対象配偶者 所得控除額：38万円	控除対象扶養親族 38万円
19歳～22歳 (平__1.2以降生 ～平__1.1以降生)	控除対象配偶者 (特定扶養親族にはならない) 38万円	特定扶養親族 63万円
23歳～69歳	控除対象配偶者 38万円	控除対象扶養親族 38万円
70歳以上 (平__1.1以前生)	老人控除対象配偶者 48万円	老人扶養親族 48万円 (同居の場合は58万円)

扶養控除の計算例

ー自分でもできるようにしておく

▶ 「年末調整のしかた」 P _____ の早見表参照

▶ 控除対象配偶者（1名）

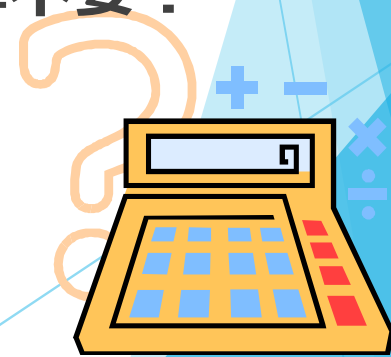
▶ 扶養親族（15歳1名同居、85歳1名同居）

所得控除額 = 基礎控除 + 配偶者控除 + 同居老人扶養控除

= 380,000 + 380,000 + 580,000

= 1,340,000 ← 早見表なら計算不要！

※基礎控除はすべての給与所得者が対象となります。



一複雑で記載間違いも多いところ

- ・一般の生命保険料
- ・介護医療保険料
- ・個人年金保険料

保険料控除証明書と照合し、本人が本年中に実際に支払った金額を確認。

割戻金などを差し引いた金額を記入させる。

平成24年から新・旧区分が必要となった。ふつう保険料控除証明書に記載されている。

新・旧に注意して、記載された通りの計算を行う。

個人年金保険料控除の場合、年金の受取人は払込をする者または配偶者となっていることが必要。

注意点は、生命保険料控除と同じ。

資料

生命保険料控除

同一親族・家財があることが

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除額を除く)	給付と支払者確認
××生命	介護医療保険料	10年	山川太郎	山川明子 妻	新・旧	24,000 円	
▲▲生命	介護医療保険料	同上	同上	同上	新・旧	36,000 円	
計算式 I (新保険料等用) A: 24,000 円 B: 36,000 円 C: 48,000 円							
計算式 II (旧保険料等用) D: 22,000 円 E: 30,500 円 F: 40,000 円							
〇〇生命	個人年金保険料	30年	山川太郎	山川太郎 本人	新・旧	72,000 円	
計算式 I (新保険料等用) G: 72,000 円 H: 43,000 円 I: 115,000 円							
計算式 II (旧保険料等用) J: 40,000 円 K: 43,000 円 L: 115,000 円							
計算式 III (新保険料等用) M: 40,000 円 N: 43,000 円 O: 115,000 円							
計算式 IV (旧保険料等用) P: 40,000 円 Q: 43,000 円 R: 115,000 円							
計算式 V (新保険料等用) S: 40,000 円 T: 43,000 円 U: 115,000 円							
計算式 VI (旧保険料等用) V: 40,000 円 W: 43,000 円 X: 115,000 円							
計算式 VII (新保険料等用) Y: 40,000 円 Z: 43,000 円 AA: 115,000 円							
計算式 VIII (旧保険料等用) AB: 40,000 円 AC: 43,000 円 AD: 115,000 円							
計算式 IX (新保険料等用) AE: 40,000 円 AF: 43,000 円 AG: 115,000 円							
計算式 X (旧保険料等用) AH: 40,000 円 AI: 43,000 円 AJ: 115,000 円							
計算式 XI (新保険料等用) AK: 40,000 円 AL: 43,000 円 AM: 115,000 円							
計算式 XII (旧保険料等用) AN: 40,000 円 AO: 43,000 円 AP: 115,000 円							
計算式 XIII (新保険料等用) AQ: 40,000 円 AR: 43,000 円 AS: 115,000 円							
計算式 XIV (旧保険料等用) AT: 40,000 円 AU: 43,000 円 AV: 115,000 円							
計算式 XV (新保険料等用) AW: 40,000 円 AX: 43,000 円 AY: 115,000 円							
計算式 XVI (旧保険料等用) AZ: 40,000 円 BA: 43,000 円 BB: 115,000 円							
計算式 XVII (新保険料等用) BC: 40,000 円 BD: 43,000 円 BE: 115,000 円							
計算式 XVIII (旧保険料等用) BF: 40,000 円 BG: 43,000 円 BH: 115,000 円							
計算式 XIX (新保険料等用) BI: 40,000 円 BJ: 43,000 円 BK: 115,000 円							
計算式 XX (旧保険料等用) BL: 40,000 円 BM: 43,000 円 BN: 115,000 円							
計算式 XXI (新保険料等用) BO: 40,000 円 BP: 43,000 円 BQ: 115,000 円							
計算式 XXII (旧保険料等用) BR: 40,000 円 BS: 43,000 円 BT: 115,000 円							
計算式 XXIII (新保険料等用) BU: 40,000 円 BV: 43,000 円 BW: 115,000 円							
計算式 XXIV (旧保険料等用) BX: 40,000 円 BY: 43,000 円 BZ: 115,000 円							
計算式 XXV (新保険料等用) CA: 40,000 円 CB: 43,000 円 CC: 115,000 円							
計算式 XXVI (旧保険料等用) CD: 40,000 円 CE: 43,000 円 CF: 115,000 円							
計算式 XXVII (新保険料等用) CG: 40,000 円 CH: 43,000 円 CI: 115,000 円							
計算式 XXVIII (旧保険料等用) CJ: 40,000 円 CK: 43,000 円 CL: 115,000 円							
計算式 XXIX (新保険料等用) CM: 40,000 円 CN: 43,000 円 CO: 115,000 円							
計算式 XXX (旧保険料等用) CP: 40,000 円 CQ: 43,000 円 CR: 115,000 円							
計算式 XXXI (新保険料等用) CS: 40,000 円 CT: 43,000 円 CU: 115,000 円							
計算式 XXXII (旧保険料等用) CV: 40,000 円 CW: 43,000 円 CX: 115,000 円							
計算式 XXXIII (新保険料等用) CY: 40,000 円 CZ: 43,000 円 DA: 115,000 円							
計算式 XXXIV (旧保険料等用) DB: 40,000 円 DC: 43,000 円 DD: 115,000 円							
計算式 XXXV (新保険料等用) DE: 40,000 円 DF: 43,000 円 DG: 115,000 円							
計算式 XXXVI (旧保険料等用) DH: 40,000 円 DI: 43,000 円 DJ: 115,000 円							
計算式 XXXVII (新保険料等用) DK: 40,000 円 DL: 43,000 円 DM: 115,000 円							
計算式 XXXVIII (旧保険料等用) DN: 40,000 円 DO: 43,000 円 DP: 115,000 円							
計算式 XXXIX (新保険料等用) DQ: 40,000 円 DR: 43,000 円 DS: 115,000 円							
計算式 XL (旧保険料等用) DT: 40,000 円 DU: 43,000 円 DV: 115,000 円							
計算式 XLI (新保険料等用) DW: 40,000 円 DX: 43,000 円 DY: 115,000 円							
計算式 XLII (旧保険料等用) DZ: 40,000 円 EA: 43,000 円 EB: 115,000 円							
計算式 XLIII (新保険料等用) EC: 40,000 円 ED: 43,000 円 EE: 115,000 円							
計算式 XLIV (旧保険料等用) EF: 40,000 円 EG: 43,000 円 EH: 115,000 円							
計算式 XLV (新保険料等用) EI: 40,000 円 EJ: 43,000 円 EK: 115,000 円							
計算式 XLVI (旧保険料等用) EL: 40,000 円 EM: 43,000 円 EN: 115,000 円							
計算式 XLVII (新保険料等用) EO: 40,000 円 EP: 43,000 円 EQ: 115,000 円							
計算式 XLVIII (旧保険料等用) ER: 40,000 円 ES: 43,000 円 ET: 115,000 円							
計算式 XLIX (新保険料等用) EU: 40,000 円 EV: 43,000 円 EW: 115,000 円							
計算式 L (旧保険料等用) EX: 40,000 円 EY: 43,000 円 EZ: 115,000 円							
計算式 LI (新保険料等用) FZ: 40,000 円 FA: 43,000 円 FB: 115,000 円							
計算式 LII (旧保険料等用) FC: 40,000 円 FD: 43,000 円 FE: 115,000 円							
計算式 LIII (新保険料等用) FF: 40,000 円 FG: 43,000 円 FH: 115,000 円							
計算式 LIV (旧保険料等用) FI: 40,000 円 FJ: 43,000 円 FK: 115,000 円							
計算式 LV (新保険料等用) FL: 40,000 円 FM: 43,000 円 FN: 115,000 円							
計算式 LVI (旧保険料等用) FO: 40,000 円 FP: 43,000 円 FQ: 115,000 円							
計算式 LVII (新保険料等用) FR: 40,000 円 FS: 43,000 円 FT: 115,000 円							
計算式 LVIII (旧保険料等用) FU: 40,000 円 FV: 43,000 円 FW: 115,000 円							
計算式 LVIX (新保険料等用) FX: 40,000 円 FY: 43,000 円 FZ: 115,000 円							
計算式 LX (旧保険料等用) GA: 40,000 円 GB: 43,000 円 GC: 115,000 円							
計算式 LXI (新保険料等用) GD: 40,000 円 GE: 43,000 円 GF: 115,000 円							
計算式 LXII (旧保険料等用) GF: 40,000 円 GH: 43,000 円 GI: 115,000 円							
計算式 LXIII (新保険料等用) GJ: 40,000 円 GK: 43,000 円 GL: 115,000 円							
計算式 LXIV (旧保険料等用) GM: 40,000 円 GN: 43,000 円 GO: 115,000 円							
計算式 LXV (新保険料等用) GP: 40,000 円 GQ: 43,000 円 GR: 115,000 円							
計算式 LXVI (旧保険料等用) GS: 40,000 円 GT: 43,000 円 GU: 115,000 円							
計算式 LXVII (新保険料等用) GV: 40,000 円 GW: 43,000 円 GX: 115,000 円							
計算式 LXVIII (旧保険料等用) GY: 40,000 円 GZ: 43,000 円 HA: 115,000 円							
計算式 LXIX (新保険料等用) HB: 40,000 円 HC: 43,000 円 HD: 115,000 円							
計算式 LXX (旧保険料等用) HE: 40,000 円 HF: 43,000 円 HG: 115,000 円							
計算式 LXXI (新保険料等用) HH: 40,000 円 HI: 43,000 円 HJ: 115,000 円							
計算式 LXXII (旧保険料等用) HK: 40,000 円 HL: 43,000 円 HM: 115,000 円							
計算式 LXXIII (新保険料等用) HN: 40,000 円 HO: 43,000 円 HP: 115,000 円							
計算式 LXXIV (旧保険料等用) HQ: 40,000 円 HR: 43,000 円 HS: 115,000 円							
計算式 LXXV (新保険料等用) HT: 40,000 円 HU: 43,000 円 HV: 115,000 円							
計算式 LXXVI (旧保険料等用) HW: 40,000 円 HX: 43,000 円 HY: 115,000 円							
計算式 LXXVII (新保険料等用) HZ: 40,000 円 IA: 43,000 円 IB: 115,000 円							
計算式 LXXVIII (旧保険料等用) IC: 40,000 円 ID: 43,000 円 IE: 115,000 円							
計算式 LXXIX (新保険料等用) IF: 40,000 円 IG: 43,000 円 IH: 115,000 円							
計算式 LXXX (旧保険料等用) II: 40,000 円 IJ: 43,000 円 IK: 115,000 円							
計算式 LXXXI (新保険料等用) IL: 40,000 円 IM: 43,000 円 IN: 115,000 円							
計算式 LXXXII (旧保険料等用) IO: 40,000 円 IP: 43,000 円 IQ: 115,000 円							
計算式 LXXXIII (新保険料等用) IR: 40,000 円 IS: 43,000 円 IT: 115,000 円							
計算式 LXXXIV (旧保険料等用) IU: 40,000 円 IV: 43,000 円 IW: 115,000 円							
計算式 LXXXV (新保険料等用) IX: 40,000 円 IY: 43,000 円 JZ: 115,000 円							
計算式 LXXXVI (旧保険料等用) KA: 40,000 円 KB: 43,000 円 KC: 115,000 円							
計算式 LXXXVII (新保険料等用) KD: 40,000 円 KE: 43,000 円 KF: 115,000 円							
計算式 LXXXVIII (旧保険料等用) KG: 40,000 円 KH: 43,000 円 KI: 115,000 円							
計算式 LXXXIX (新保険料等用) KJ: 40,000 円 KK: 43,000 円 KL: 115,000 円							
計算式 LXXXX (旧保険料等用) KM: 40,000 円 KN: 43,000 円 KO: 115,000 円							
計算式 LXXXXI (新保険料等用) KP: 40,000 円 KQ: 43,000 円 KR: 115,000 円							
計算式 LXXXXII (旧保険料等用) KS: 40,000 円 KT: 43,000 円 KU: 115,000 円							
計算式 LXXXXIII (新保険料等用) KV: 40,000 円 KW: 43,000 円 KX: 115,000 円							
計算式 LXXXXIV (旧保険料等用) KY: 40,000 円 KZ: 43,000 円 LA: 115,000 円							
計算式 LXXXXV (新保険料等用) LB: 40,000 円 LC: 43,000 円 LD: 115,000 円							
計算式 LXXXXVI (旧保険料等用) LE: 40,000 円 LF: 43,000 円 LG: 115,000 円							
計算式 LXXXXVII (新保険料等用) LH: 40,000 円 LI: 43,000 円 LJ: 115,000 円							
計算式 LXXXXVIII (旧保険料等用) LK: 40,000 円 LL: 43,000 円 LM: 115,000 円							
計算式 LXXXXIX (新保険料等用) LN: 40,000 円 LO: 43,000 円 LP: 115,000 円							
計算式 LXXXXX (旧保険料等用) LQ: 40,000 円 LR: 43,000 円 LS: 115,000 円							
計算式 LXXXXXI (新保険料等用) LT: 40,000 円 LU: 43,000 円 LV: 115,000 円							
計算式 LXXXXXII (旧保険料等用) LW: 40,000 円 LX: 43,000 円 LY: 115,000 円							
計算式 LXXXXXIII (新保険料等用) LZ: 40,000 円 MA: 43,000 円 MB: 115,000 円							
計算式 LXXXXXIV (旧保険料等用) MC: 40,000 円 MD: 43,000 円 ME: 115,000 円							
計算式 LXXXXXV (新保険料等用) MF: 40,000 円 MG: 43,000 円 MH: 115,000 円							
計算式 LXXXXXVI (旧保険料等用) MI: 40,000 円 MJ: 43,000 円 MK: 115,000 円							
計算式 LXXXXXVII (新保険料等用) ML: 40,000 円 MM: 43,000 円 MN: 115,000 円							
計算式 LXXXXXVIII (旧保険料等用) MO: 40,000 円 MP: 43,000 円 MQ: 115,000 円							
計算式 LXXXXXIX (新保険料等用) MR: 40,000 円 MS: 43,000 円 MT: 115,000 円							
計算式 LXXXXXX (旧保険料等用) MU: 40,000 円 MV: 43,000 円 MW: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXI (新保険料等用) MX: 40,000 円 MY: 43,000 円 MZ: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXII (旧保険料等用) NA: 40,000 円 NB: 43,000 円 NC: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXIII (新保険料等用) ND: 40,000 円 NE: 43,000 円 NF: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXIV (旧保険料等用) NG: 40,000 円 NH: 43,000 円 NI: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXV (新保険料等用) NJ: 40,000 円 NK: 43,000 円 NL: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXVI (旧保険料等用) NM: 40,000 円 NN: 43,000 円 NO: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXVII (新保険料等用) NP: 40,000 円 NQ: 43,000 円 NR: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXVIII (旧保険料等用) NS: 40,000 円 NT: 43,000 円 NU: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXIX (新保険料等用) NV: 40,000 円 NW: 43,000 円 NX: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXX (旧保険料等用) NY: 40,000 円 NZ: 43,000 円 OA: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXI (新保険料等用) OB: 40,000 円 OC: 43,000 円 OD: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXII (旧保険料等用) OE: 40,000 円 OF: 43,000 円 OG: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXIII (新保険料等用) OH: 40,000 円 OI: 43,000 円 OJ: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXIV (旧保険料等用) OK: 40,000 円 OL: 43,000 円 OM: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXV (新保険料等用) ON: 40,000 円 OO: 43,000 円 OP: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXVI (旧保険料等用) OQ: 40,000 円 OR: 43,000 円 OS: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXVII (新保険料等用) OT: 40,000 円 OU: 43,000 円 OV: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXVIII (旧保険料等用) OW: 40,000 円 OX: 43,000 円 OY: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXIX (新保険料等用) OZ: 40,000 円 PA: 43,000 円 PB: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXX (旧保険料等用) PC: 40,000 円 PD: 43,000 円 PE: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXI (新保険料等用) PF: 40,000 円 PG: 43,000 円 PH: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXII (旧保険料等用) PI: 40,000 円 PJ: 43,000 円 PK: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXIII (新保険料等用) PL: 40,000 円 PM: 43,000 円 PN: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXIV (旧保険料等用) PO: 40,000 円 PP: 43,000 円 PQ: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXV (新保険料等用) PR: 40,000 円 PS: 43,000 円 PT: 115,000 円							
計算式 LXXXXXXVI (旧保険料等用) PU: 40,000 円 PV: 43,000 円 PW: 115,000 円							

本人または生計同一親族の所有する家屋・家財が対象となっていることが必要。

保険料控除証明書とは

→アフラックの例（保険会社によって異なる）

新・旧の別

2013年生命保険料控除証明書（一般・介護医療用）

保険料控除申告書の
記載内容と確認

大変申し訳ございません。
このページは、都合によりお見
せできません。

配偶者特別控除等（申告書右側）

—記入されることが少ない分、見逃さないように

配偶者特別控除とは、本人と生計を一にし、**控除対象配偶者に該当しない配偶者で、所得額38万円超76万円未満**の者が対象。
なお、本人の所得額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除は受けられない。

会社で徴収した社会保険料以外に納付した社会保険料がある場合に記入してもらう（例：国民年金保険料、国民健康保険料）

個人型の確定拠出年金加入者掛金の場合が多い。記入欄が間違っている場合が多い。

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)		円
〔フリガナ〕 配偶者の氏名		
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		
☐ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。		
☐ 配偶者の合計所得金額（見積額）を次の表により計算してください。		
所得の種類	収入金額等④	必要経費等⑤
給与所得①	円	円
事業所得②		円
雑所得③		円
配当所得④		円
不動産所得⑤		円
退職所得⑥		円
①～⑥以外の所得⑦		円
配偶者の合計所得金額（①～⑦の合計額）		円
社会保険の種類 保険料支払先の名称 氏名 あなたが本年中に支払った保険料の金額 円		
合計（控除額）		円
種類		あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金		円
個人型又は企業型年金加入者掛金		
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		
合計（控除額）		円

申告書に記載された手順を踏めば、計算できるようになっている。所得金額が38万円以下になった場合は、控除対象配偶者のため、記載不要。

本人と生計同一親族が負担することになっている社会保険料でも、本人が支払った場合には、本人の社会保険料として控除できる。

住宅借入金等特別控除申告書

—金額が大きいので特に注意

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算	
項目	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	円	9,750,000	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑤
家屋又は土地等の取得対価の額	② (下のロ) 円	11,000,000	21,000,000	増改築等の費用の額	⑥ (下のリ) 円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③ (下のニ) m ² % 10000 (下のハ) m ² = 100 10000	(下のト) m ² % 12000 (下のヘ) m ² = 100 12000	(備考の(注1)参照) % 100	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額を占める割合	⑦ (下のヌ) % (下のリ) 円
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④	円	9,750,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑧
居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑨	円	9,750,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×⑦)	⑩
特定増改築等住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑨+⑩)	⑪ (最高5,000万円) 円	年間所得の見積額	10,000,000		
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫ (下のル) 円	備考			
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑫と⑪の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬ (最高200万円) 円	連帯債務の場合、この欄にその旨及び計算方法等を記載します。		連帯債務による住宅借入金等の年末残高	19,500,000 円
(特定増改築等住宅借入金等特別控除額(⑬×1%))	⑭ (100円未満の端数切捨て) 円			住宅資金の贈与の特例を受けた金額	円
	97,500	(注1) ④欄の③の記入に当たっては、「表面の※⑩欄の⑦の記入について」をお読みください。 (注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けない方は、⑫欄及び⑬欄の記入の必要はありません。			

下の証明事項欄の記載
内容と照合

年末残高証明書
の金額と照合

連帯債務による場合は、
負担割合に応じて年末残高を計算する。このとき、
この欄に連帯債務である旨、負担金額、住所、氏名、勤務先等を記入させる。

(証明事項)

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日	イ 平成22年 月 日		居住開始年月日	チ 平成22年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	ロ 10,000,000 円	ホ 11,000,000 円	増改築等の費用の額	リ	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	ハ 100.00 m ²	ヘ 120.00 m ²	そのうち居住用部分の費用の額	ヌ	円
ハ又はヘのうち居住用部分の床面積又は面積	一 100.00 m ²	ト 120.00 m ²	特定増改築等の費用の額	ル	円
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	ヲ	100,000 円

年末調整計算処理をしたら

ー最低限のチェック事項

- ❑ 税額が追加徴収になっている従業員については、原因を回答できるようにしておく（途中で扶養親族が減った、賞与の税額が安かったなど）
- ❑ 還付であっても、還付の金額が多い従業員については、住宅借入金等特別控除による場合を除き、原因を調べる
- ❑ 住宅借入金等特別控除の対象者は再度個別に金額を確認する（そんなに多くないはず）
- ❑ 16歳未満の扶養親族や特定扶養親族がいる従業員についても、できる限り個別に確認する
- ❑ 障害者にかかる所得控除がある従業員についても、控除額が正しい金額か、できる限り個別に確認する

主要参考文献

- ▶ 国税庁「年末調整のしかた」
- ▶ 国税庁「源泉徴収のあらまし」
- ▶ 井寄奈美「『残業ゼロ！ミスゼロ！』の給与計算事務」かんき出版
- ▶ 岡本勝秀（編）「年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務」日本法令
- ▶ 三木義一「給与明細は謎だらけ」光文社新書

作成者

M O R I 社会保険労務士事務所

連絡先

〒260-0032

千葉県千葉市中央区登戸1-15-32

キャピタル登戸 6 階

TEL : 043-245-2288 FAX:043-332-9688

E-mail : info@office-mori.biz

HP : <http://office-mori.biz/>